

謹んで震災のお見舞いを申し上げます

このたびの東日本大震災により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今回の震災による甚大な被害に加え、原発事故の動向とその影響については依然として不安視されている状況にあります。

こうしたなか、私ども一同、微力ではございますが被災地の迅速な復興に少しでも寄与できるよう調査・研究に取り組んでまいります。

被災地が一日も早く復興されますよう心よりお祈り申し上げます。

株式会社 農林中金総合研究所
代表取締役 社長 佐藤 純二

農中総研 調査と情報

2011.5 (第24号)

■ 視 点 ■

震災復興の論点	2
---------------	---

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

米戸別所得補償モデル事業と取引主体間における米価構成の変化	4
-------------------------------------	---

中小乳業の現状と再編の課題	6
---------------------	---

● 農漁協・森組 ●

国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能	8
-------------------------------	---

● 経済・金融 ●

財政悪化懸念と長期金利の動向	10
----------------------	----

最近の中国における金融調節をめぐる動向	12
---------------------------	----

■ 寄 稿 ■

日本ワインの特殊性と展望	14
(中央大学商学部 准教授 原田喜美枝)	

■ 現地ルポルタージュ ■

協同組合による買い物難民支援の現状と課題	16
----------------------------	----

2つの協同組合と地元大学による農商工連携 —JA 山形農工連・山形県漁協・東北公益文科大学の取組み—	18
---	----

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	20
---------------------------------	----

■ あぜみち ■

「あんしん」の絆づくり	22
(JA あづみ 総務開発事業部 福祉課 池田陽子)	

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

震災復興の論点

専務取締役 岡山信夫

当総研では、今年度の最重要業務課題として「東日本大震災被災地の経済・農林漁業の復興を支援する系統機関の取組みを全面的にサポートする調査研究」を設定し、社長直轄の「東日本大震災復興調査・研究プロジェクト」を発足させた。

今回の大震災は、広域かつ大規模であり、大津波による壊滅的地域の発生、さらには原発事故が深刻な被害を拡大する、という過去の震災とは異なる複合的な様相を呈している。復興の形も地域ごとに異なり、長期を要するものと予想されることから、我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし、かつ「第一次産業」「地域(現場)」「協同」を重視する視点からのものとしたと考えている。以下に、復興にむけて農林漁業系統組織として注力すべき事項を何点かあげておきたい。

1 地域主権を実現するための系統組織の積極的な関与

大震災により、多くの農漁村が甚大な被害を受け、さらに原発事故により農林水産物被害が発生、営農や出漁の困難化などの事態が生じている。まさに今回の震災の最大の被害者は農林漁業者すなわち農林漁業協同組合の組合員であり、地域住民である准組合員である。

復興にあたって重要なことは、被災地域の住民・集落組織や組合等の団体、地元企業や自治体の意向を十分に反映させることである。

関係者の考えや要望を十分に把握してはじめて、地域の実情に即した柔軟かつ迅速な復旧・復興が可能になる。農林漁業者が組織する農協・漁協・森林組合には、被災当事者として組合員の意見を集約し、地域の復興計画に反映させる役割を果たすことが求められよう。

(1) 新潟県中越地震からの復興

2004年10月23日に発生した新潟県中越地震の復興過程を見ると、地震発生後の2か月後の12月末に県段階で震災復興ビジョン懇話会が設置され、翌3月には復興ビジョンが取りまとめられた。ビジョン策定後は市町村ごとに復興計画を策定、復興計画策定では農協関係者もメンバーとして参画している。

さらに、市町村計画骨子を受け、市町村支援・広域的観点から県計画が策定された。計画の基本的考え方として、復興の柱を「創造的復旧」とし、基本理念を「被災者の思いを基本とした復興」、復興の目標時期を「おおむね10年後」としている。

(2) 奥尻島の復興と水産業復興

また、93年7月12日に発生した北海道南西沖地震では、地震発生直後に奥尻島に津波が襲来、奥尻町青苗地区では船舶火災と建物火災が発生し、津波と火災により壊滅状態に陥った。青苗地区の復興では、道の「まちづくり対策プロジェクトチーム」がたたき台となる土地利用構想素案を策定、①「全戸高台移

転案」(津波に対して最も安全)、②「一部高台移転案」(漁師まちであり職住接近も欠かせないとして、一部低地部に避難路・避難場所等の安全性を確保の上、漁師まちゾーンとして特定し、土地利用を図るもの)を提示、住民説明会等を経て多数の合意として「一部高台移転案」が町議会です承された。

また、水産業振興対策では、道の「水産業振興対策プロジェクトチーム」が、地元町村や漁業関係者と綿密に対話、奥尻漁協組合員の経営意向調査も実施のうえ12月には「奥尻町に係る水産業振興対策」が策定された。この対策には、奥尻漁協が漁船252隻を一括購入のうえ、組合員に有料貸与し、道と国が購入額の8割補助を実施する事業も含まれている。

2 原子力損害賠償についての監視

福島第一原子力発電所の事故により、広範囲にわたり深刻な損害が発生している。事故との因果関係が認められるすべての損害は、全額賠償されなければならない。原子力損害の賠償については、「原子力損害賠償紛争審査会」が「原子力損害の範囲等の判定指針」を出すことになるが、不条理な線引きがなされないよう注視することが求められる。

農業に関しては、出荷制限や出荷自粛要請による損害のほか風評被害、避難勧告・屋内退避勧告区域および計画的避難区域などでの営農不能による損害、土壌汚染による損害など多様な損害が発生している。また、漁業においても同様に漁獲停止などの操業制約、魚価下落など、損害が多岐にわたっている。林業においても、事業制約による損害が予想され、実態を把握する必要がある。

99年9月30日に発生した東海村JCO臨界事故(翌10月1日臨界停止、発生日当日出された半径350m圏内の避難要請は10月2日に解除、同様に半径10km圏内の住民を対象とした屋内退避勧告も1日に解除)では、賠償請求総数8,000件以上のうち、補償対象件数は6,983件、うち合意件数は6,980件(08年3月末、合意率99.9%)であった。

今回事故はJCO事故に比べはるかに大規模で広範囲・長期間にわたることになることから、避難者の精神的損害賠償(慰謝料)を含め、損害賠償額は莫大なものとなることが予想されるが、賠償額軽減を目論むような損害の過小評価や非論理的な線引きがなされてはならない。

3 再生可能エネルギーへの転換の 具体化推進

今回の原子力発電所事故により、わが国の原子力発電推進は事実上停止されることになろう。政府は真剣に分散型再生可能エネルギーの開発に注力しなければならない。この2月に策定された「緑と水の環境技術革命総合戦略」では、産業化を重点的に推進する分野として「未利用バイオマスのエネルギー・製品利用」に併せ「小水力、太陽光等の再生可能エネルギーの総合的利用」が掲げられている。同戦略が多く地域で具体化され、農山村の活性化につながることを望まれる。農林漁業系統組織としてもその具体化を主体的に働きかける必要がある。

(おかやま のぶお)

米戸別所得補償モデル事業と取引主体間における米価構成の変化

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

民主党農政では、2010年度に米戸別所得補償モデル事業が実施され、米価の著しい低下と、取引主体(参加者)間の米価配分に大きな変化が生じた。

そこで、本稿では、その内容と問題点について検討してみたい。

2 米価の低下とその取引主体別推移

米価の大きな低下は、モデル事業実施前の09年産米から始まっている。これは、08/09年の農林水産省による需要見通しの過大31万トンに起因する生産過剰による08年産米の過剰持越在庫の発生を主因とする余剰基調のなかで発生した。

米の生産者(川上)側の卸売価格であり、各種取引の指標にもなる相対取引価格(以下「相対価格」)は、09年産で年間1,063円/60kg(7.0%)低下し、10年8月には14,106円となった。これに対して10年産では、10年9月のスタート時点でここからさらに1,066円(7.6%)下落の13,040円となり、11月まで3か月続けて低下した。

12月には、①政府備蓄米の積増し(水準適正化+回転積替え)、②集荷円滑化基金を使った飼料用処理の認可等を受け、相対価格が底を打ったが、年産平均価格ベースでは大幅な水準訂正(2千円弱(12.3%)の低下)をもたらすものとなった。

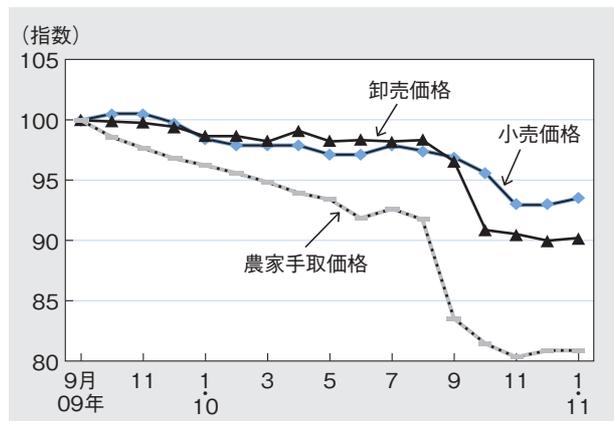
これを受けて、相対価格から消費税、流通経費、包装代を差し引いた農家手取価格も同

様に大きく低下し、09-10年産平均価格は1,500円弱(△14.5%)の水準低下を被ることとなった。

これに対して、複数ブランド精米小売価格の方は、9年産対応期間(09年9月～10年8月)内では、23,208円から22,614円までの2.6%の低下にとどまり、10年産対応期間(10年9月～11年1月)^(注1)でも、22,499円から21,724円までの3.4%の低下にとどまった(年産対応期間平均価格間では△4.2%)。

一方、米の販売者(川下)側の卸売価格であり、小売業者の仕入価格でもある米卸の卸売価格は、日本銀行の企業物価指数(旧「卸売物価指数」)で見ると、9年産対応期間内では1.6%の低下とほぼ横ばいで推移し、10年産対応期間内でも6.6%の低下にとどまった(年産対応

第1図 米の卸小売・農家手取価格の推移



資料 総務省「小売物価統計調査」、日本銀行「企業物価指数(05年基準)」、農林水産省「米の相対取引価格」から筆者作成

- (注) 1 小売物価は県庁所在市及び人口15万人以上の市の平均値で、複数原料うるち米(5kg袋・精米)のものを、09年9月を100とした指数で表示。
 2 卸売価格は精米の企業物価指数で、同じく09年9月を100とした指数。
 3 農家手取価格は、相対取引価格から消費税を控除し、流通経費・包装代(2,154円)を差し引いたものの、同じく09年9月を100とした指数。

第1表 米の小売価格構成の変化(60kg当たり試算)

(単位 円)			
	09年度	10年度	差異
①農家手取価格	11,713	10,263	△ 1,450
②消費税、系統流通経費等	2,847	2,460	△ 387
相対取引価格	14,560	12,723	△ 1,837
③卸・小売さや	6,173	7,049	876
④精米コスト	2,152	2,152	0
小売価格(①～④合計)	22,885	21,924	△ 961
⑤戸別補償(変動部分)	-	1,715	1,715
⑥農家手取価格(変動補償後)	11,713	11,978	265

資料 総務省「小売物価調査」、農林水産省「米の相対取引価格」他各種資料から筆者作成

- (注) 1 農家手取価格は相対価格から消費税、流通経費・包装代を差し引いたもの。
 2 系統流通経費等は09年産は2,154円、10年産は1,854円(農林水産省)。
 3 卸・小売さやは、小売価格(総務省)から①②④を差し引いたもの。
 4 精米コストは玄米価格の10.4%として試算(重量比例で年産間不変)。

期間内平均価格間では△7.3%)。

これは、卸売業者と小売業者が生産者(川上)側の米価下落をそのまま卸売価格、小売価格に転嫁しなかったことを示唆しており、第1図で見ると、その大宗が卸売業者によって収受されたものと推定される。

3 米の小売価格構成の変化

モデル事業が実施された10年産米とその前年の09年産米の小売価格に占める取引主体間構成を試算して、より詳しく見てみよう。

相対価格の低下1,837円/60kgによって農家手取価格が1,450円低下したが、複数ブレンド精米小売価格は961円しか低下せず、その差876円は卸売業者、小売業者が収受したものと

(注1)本稿では、モデル事業制度上の米価と補償額(変動部分)が10年1月までの価格で決まることから、10年産価格を1月までの価格で算出、使用する。

(注2)11年2月25日付日本農業新聞記事。

(注3)09年産には経営所得安定対策のなかのいわゆるナラシ(収入変動影響緩和対策)が実施されたが、5品目横断・通算の加入者単位のもので、米部分が特定できないため、試算上は考慮していない。なお、ナラシは10年産米に対しても実施された。

推定される(その過半は卸売業者が収受)。

米戸別所得補償の変動部分は1,715円で確定したが、その大宗は農家手取価格の低下1,450円の埋めあわせに回った。残りの300円は「全農公表の共同計算の直近結果を当てはめると、10年産はコストが300円安く済んだ^(注2)」ことによる系統の川上流通経費減に吸収されたことになる(第1表)。

戸別変動補償を1,715円交付・加算したあとの、変動補償後の農家手取価格(11,978円)を09年産農家手取価格11,713円と比較すると265円のプラスとなる^(注3)。

なお、標準的な生産費と標準的な販売価格との差額1,700円/60kgは、変動補償とは別途「定額部分」として補償・交付されるが、これを加算すると農家手取価格は09年産対比1,965円(2.3%)のプラスとなる。

4 今後の課題と展望

水田面積の約60%でしか稲作を行っていない条件下では、米は常に潜在的過剰基調にあると言ってよい。これに年間77万トンのMA輸入米の存在を加えればなおさらであろう。こうしたなかで、米価は低下基調にあり、その年間低下額を補償しても、川下のバイイングパワーによる取引主体間の力関係によって卸・小売セクターに中間収受される以上、別途に米価の維持策が必要となろう。

<参考文献>

- ・石原健二(2011)「生産支配強める商社」11年3月27日付日本農業新聞
- ・藤野信之(2011)「米戸別所得補償モデル事業の動向」『農林金融』4月号

(ふじの のぶゆき)

中小乳業の現状と再編の課題

専任研究員 本田敏裕

1 中小乳業の現状

国内には約500の乳業会社があり、このうち年商500億円以上の大手乳業は10社あまりで、大多数は中小乳業で占められている。本稿では中小乳業の現状と再編の課題についてみていきたい。

第1表は全国乳業協同組合連合会(JF-MILK)が中小乳業を対象に行った2008年度の経常利益率の調査結果である。回答した78社のうち、経常利益率1～0%のやや黒字が37社と最も多く、赤字が21社、1%以上の黒字が20社となった。売上規模別にみても、売上5億円以上の乳業ではその過半が1～0%のやや黒字と回答しており、こうした中小乳業の多くは、売上が伸び悩む厳しい状況のなかで、人件費や諸経費の見直し、削減を徹底することで、かろうじて利益を確保している状況とみられる。

また、現在抱えている経営課題や問題点についての回答でも、「稼働率(中小で平均40%程度)が低く、コスト削減ができず収益性が低

い」(88%)、「設備、建物が老朽化している」(84%)、「商品開発力が弱い」「内部留保が少なく、新たな投資余力がない」(各78%)、「交渉力、営業力が弱く、販売力に欠ける」(76%)、などが上位にあげられており、厳しい経営環境のなかで業務運営が続いている。

具体的な販売戦略は、「学校給食等の安定的販売先を確保する」、「量販店等への販売は8%に絞り込み、適正な利益を確保する」である。また、コスト削減対策では、「設備メンテナンスを自社で対応する」、「製造ラインの相互利用による原価削減」、「輸送費、包装資材の効率化」、「新規投資を控える」など様々な経営努力を行っている。

2 乳業再編の取組み

こうした中小乳業の経営環境の悪化は、新たな設備投資を困難とし、将来にわたる良質で安全な牛乳、乳製品の供給に不安を残すことになる。乳業団体は以前からこの問題に対処するため、国や地方行政の支援のもと、乳業再編推進対策事業として中小乳業の再編と工場の新設、統廃合等に取り組んできた。96年から03年までの間に29の取組事例があり約96社が参加した。しかしその後は、主要な取組みが一巡したことなどから、再編が進まない状況が続いている。

乳業再編では、HACCPの導入による牛乳、乳製品の品質管理システムの普及、強化も大きな目的である。第1図は国内飲用乳工場のHACCP承認普及率の推移を示しており、97

第1表 中小乳業の売上規模別にみた経常利益率の分布状況(08年度)

売上規模	社数	1%以上 (黒字)	1～0% (やや黒字)	0%未満 (赤字)
5億円未満	26	11	3	12
5～10	8	2	6	0
10～20	9	1	6	2
20～50	16	0	10	6
50～100	11	4	7	0
100億円以上	8	2	5	1
合計	78	20	37	21

資料 JF-MILK『平成20年度中小乳業経営内容実態調査報告書』から筆者作成

年度から99年度ごろにかけて大きく伸びているのは、乳業再編に伴うものである。07年度の普及率は64%で緩やかな上昇が続いているが、国内の食品関連事業者全体のHACCP承認普及率^(注5)13.4%に比べるとかなり高い水準にあり、2020年までに9割以上の普及を目標に取組みを進めている。

3 今後の課題

前述のとおり、96年から03年までの間は国や地方行政が乳業再編に力を入れ、取組みが最も進んだ時期であったが、08年以降は、乳業団体、乳業者の自主的対応にゆだね、国や行政は介入しない方針を採ったこと、対象事業の査定で費用対効果、地域貢献の度合い等の審査が厳しくなったことなどから、再編はほとんど進んでいない^(注6)。

また、国の乳業再編対策事業では、総事業費の3分の1弱の補助金を受け、残り3分の2以上を自己調達する必要があるが、HACCP導入だけでも約5億円、さらに従業員の研修や増員で経費の約1～2割が積み増しとなるため、再編による工場の新設、規模拡大が実現したとしても、牛乳消費量の低迷が続くな

(注1) 株式会社、協同組合、個人経営等を含む。以下同じ。

(注2) JF-MILK『平成21年度中小乳業経営内容実態調査報告書』16頁。

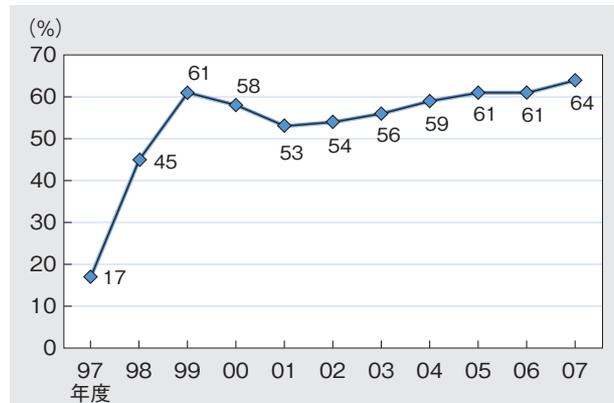
(注3) 乳業再編全国協議会『乳業再編推進の手引き』(H21.3) 8頁。

(注4) HACCP(ハサップまたはハセップ)は米国で開発された食品安全管理の国際標準。日本においては厚生労働省の「総合衛生管理製造過程承認制度」として取り入れられている。

(注5) 月刊HACCP平成23年1月号23頁。

(注6) 但し、2010年によつ葉乳業(北海道)、小松乳業(石川県)の2件が再編対策事業を利用している。

第1図 HACCP承認飲用乳工場の普及率の推移
(1日当たり生乳処理量2トン以上の工場)



資料 乳業再編全国協議会『乳業再編推進の手引き』(H21.3)から筆者作成

かで、返済財源を毎年捻出していくのはかなり厳しい状況にあり、乳業再編が進まない大きな要因の一つとなっている。日本政策金融公庫は乳業の合理化、近代化をはかるための制度資金として、「乳業施設資金」を設けており、融資限度額は総事業費の70%以内、融資期間は10年超15年以内(うち返済の据置期間3年以内)、金利は1.65～1.75%となっており、こうした長期低利の政策資金を有効に活用することが必要であろう。

一方、乳業団体は、2020年度を目標とする「乳業再編全国ビジョン」(指針)を示すとともに、個別の再編に向けた取組みを支援するため、行政、指定生乳生産者団体、外部コンサルタント等も含めたサポートチームによる個別支援活動を進めており、現在4～5件の再編の取組みが動きだしている。

また各地域でも乳業団体のブロック協議会、地方農政局が中心となり、ブロック毎の乳業再編ビジョンの作成に取り組み始めており、今後乳業再編の動きが加速することを期待したい。

(ほんだ としひろ)

国産材流通と森林組合連合会のコーディネート機能

専任研究員 秋山孝臣

1 はじめに

従来、その多段階で複雑な構造から使い勝手の悪さが指摘されていた国産材流通が、近年よりシンプルかつ効率的に変化してきた。

一つの大きな理由は、新生産システム等により、拠点的大規模木材加工場が各地に出現し、国産材の大量、大口ロット、同一規格、同一品質の需要が高まり、供給側もこれに合わせて近代的で効率的かつシステムチックな流通を実現することが必要となったためである。

これらの拠点的大規模木材加工場は、外材から国産材への原料の転換を実施するケースも多かったから、国産材流通は外材並みにますます効率的で低コストであることを求められた。

以上の動きのなかで、森林組合連合会は、従来の共販(系統共同販売原木市売)中心の木材販売から、徐々にコーディネート取引による大規模加工場への直送へと事業形態を変化させてつつある。

2 森林組合連合会の役割の変化

森林組合連合会は、従来の流通構造のなかで、供給者としての山林所有者や森林組合と製材所や木材業者をつなぐ流通の、ひとつの中心となっていた。全国各地の森林組合連合会が、おおむね複数の木材共販所を運営し、豊富な情報を持ち、需給をつないでいた。

ところが、前述の国産材流通の変化、とく

に直送の動きを受けて、共販事業を縮小し、国産材の供給者である森林組合を束ね、供給をコーディネートし、大規模加工場の需要に応えていく必要に迫られた。また、そのことは従来の連合会の役割の延長線上にあることであり、コーディネートの担い手としては最適であったのである。

3 森林組合連合会によるコーディネート事業の例

筆者は、最近、森林組合連合会に対しコーディネート事業についてヒアリングした。いずれも、現段階では先進的と思われる事例である。以下、その事例について若干ふれたい。

(1) A県森林組合連合会

関東地方の比較的小規模の連合会である。近隣に大規模製材加工場が稼働しはじめたことを契機にコーディネート事業を開始した。

2009年度から、県下森林組合に対し協定価格による直送販売を打診し、素材供給基本協定を締結し、直送によるコーディネート取引を開始した。参加森林組合も徐々に増え、現在では6組合が参加している。

協定価格に基づく原木直送体制のPRポイントは以下のとおりである。

①協定による一定期間固定価格であり、販売量も取り決めているため安定的な素材生産が可能となる。A県森連に販売窓口を一本化

しロットをまとめることで価格交渉力がつく。

②国産材需要は安定的(年間平準的)供給が期待されている。相場の変化をにらみ供給(出荷)時期を調整するような旧態依然の考え方は根本的に排除する必要がある。

③場合によっては一時的に協定価格を相場が上回ることもあり得るが、年間を通じての総売上高を安定化することが可能である。

(2) B県森林組合連合会

中部地方の比較的大きな連合会である。B県森連では、原木の取扱量を増やすため、従来の共販所における市売りに加えて、04年から山土場からの工場直送(システム販売方式と呼んでいる)による販売を開始した。05年には木材ネットワークセンターを立ち上げ、06年から需要先との価格協議を四半期ごとに実施し、安定供給に基づく価格決定に努めている。この取組みにより、需要先からの情報を共販所から山元へ的確に伝えるとともに、山土場、中間土場での、仕分け・検知指導を徹底し「売れない材を生産しない」ことに努めている。

(3) C県森林組合連合会

九州地方の比較的大規模な連合会である。

06年、C県森連は森林組合や地場木材市場等構成員24社の中心として「E製材」を設立した。これに際し、共販所を廃止し、製材工場への直送を基本とした原木販売にシフトした。「E製材」に対して、構成員24社が協定書を締結し安定供給取引を実施している。

協定により3か月ごとに価格を決定しているが、協定の価格より市況が好調になると、

原木の確保が困難となる傾向があり、安定供給にとって課題となっている。

(4) D県森林組合連合会

北陸地方の比較的小規模な連合会である。

04年秋から「Fベニヤ」と供給協議を重ねる。05年1月より供給開始。近隣県森連と数量、規格、価格等の協議を開始。06年4月よりD県森連を窓口として中部5県森連が連携して、スギ、カラマツを主体に供給を開始。現在はさらに2県森連も加わって供給を実施している。

価格等の交渉は、交渉力アップを目指し、供給7県森連と「Fベニヤ」が一堂に会し、定期的に行っている。供給量は確実に増加しており「Fベニヤ」は外材から国産材への原料の転換を進めている。本取組みによる安定供給体制への信頼度が増した結果である。

4 今後の課題

森林組合や近隣の森林組合連合会の連携により、大規模加工場へ大量の国産材を直送している例がほとんどであるが、まだ需要側が求める量の国産材を集めて供給することができていない事例が多く、供給能力の増大が課題である。また、ハウスメーカー、木材業者、プレカット業者などの需給を全面的にコーディネートするような例は出現しておらず、国産材流通のコーディネーターとしては、まだ力不足であり、今後の課題である。

(あきやま たかおみ)

財政悪化懸念と長期金利の動向

研究員 寺林暁良

近年、日本の財政悪化が長期金利の上昇につながることを懸念する論調がみられる。そこで本稿では、最近の長期金利の動向などをもとに、こうした懸念に対する一つの見方を示す。

1 内閣府による試算と財政悪化懸念

昨年6月、財政悪化を食い止めるために「財政運営戦略」が閣議決定された。これは、プライマリー・バランスの赤字をGDP比で2015年度までに半減し、20年度までに黒字化するとの目標を掲げたものである。

しかし、これをもとに内閣府が行った試算では、年ごとの財政赤字幅は縮小するものの、公債等残高は増え続け、23年度には1,400兆円を超えるとされる(第1図)。

1,400兆円といえば、過去10年にわたる家計の金融資産残高の水準である。日本国債の約7割は国内金融機関が保有しているが、その原資の大部分は家計の預貯金である。そのため、公債等残高が家計金融資産の水準に近づくことは、国内金融機関が国債保有の余力を失い、現行のような低コストでの国債発行が

難しくなることを意味する。また、東日本大震災に対する復興財源確保のため、新規国債発行が必要になるとの観測も根強い。

政府は現時点で約600兆円に上る資産を保有しており、その動向についても考慮する必要はあるが、以上のことから中長期的な財政悪化懸念が高まっていることも確かであるといえよう。

ただし、金融市場がこれを材料視しているかということ、そうとはいえない。中長期的には大きな問題ではあるが、ただちに金融市場に影響をもたらすとは見なされていないためである。

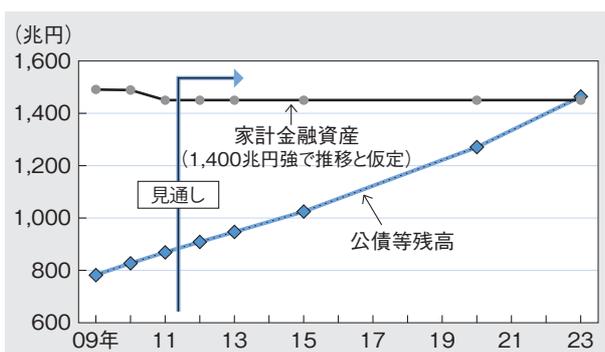
2 長期金利の動向

一般に趨勢的な長期金利の水準は、①期待インフレ率、②期待潜在成長率、③リスクプレミアム(将来の不確実性)によって決まるといわれる。現在の日本はデフレ圧力が強く、潜在成長率も高くないが、財政破綻懸念などでリスクプレミアムが高まれば、長期金利は大きく上昇することになる。

しかし、10年度中の長期金利(新発10年国債利回り)は、1%前後という低水準で推移している(第2図)。長期金利の変化は、世界的な経済・金融の動向で説明できるものがほとんどであり、日本の財政悪化懸念を強めるようなイベントが金利上昇要因となるケースはあまり見られなかった。

例えば、米国の格付会社スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)が1月に日本国債を「AA」から「AA-」に格下げし、同ムーディーズも4月に「Aa2」の格付見通しを「安定

第1図 公債等残高と家計金融資産の推移



資料 内閣府『経済財政の中期試算』(H22.6/22、「成長モデル」)、資金循環統計から筆者作成

第2図 長期金利の動向

資料 Bloombergから筆者作成

的」から「ネガティブ(近く格下げを行う可能性がある)」としたが、いずれも金利上昇の大きな要因とはならなかった。

また、民主党代表選に積極財政派とされる小沢一郎氏が立候補した9月には、1.2%まで上昇する場面があったものの、この上昇幅も限定的であるうえ、選挙終了後は再び低下している。

そして、3月11日の東日本大震災後も、新規国債発行による財政悪化懸念が高まったものの、大幅な金利上昇は見られていない。

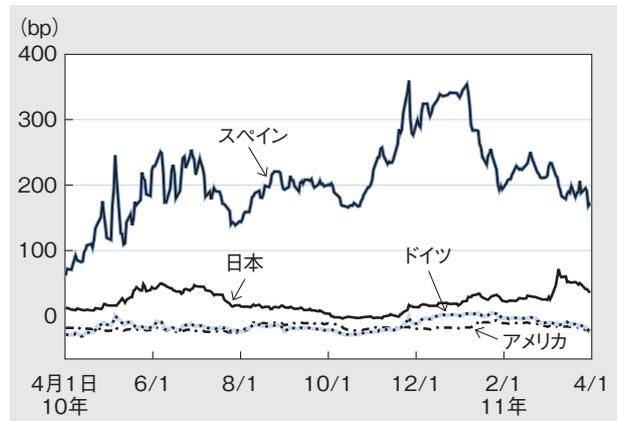
以上のことから、財政悪化懸念はすでにリスクプレミアムに反映されており、長期金利はその上で低水準を保っているといえる。

3 ソブリンCDSの動向

長期金利とともに国債の信用力を示す指標として注目されるのが、ソブリンCDS(国債のクレジット・デフォルト・スワップ)である。

ソブリンCDSとは、国債の信用保証を扱うデリバティブ(金融派生商品)の一種で、その保証料は、一般に信用力の高い国ほど低下し、低い国ほど上昇する。

10年度中の日本5年国債のCDS保証料は、50~120ベーシスポイント(bp)での推移となった(第3図)。これは、米国やドイツなどの先進国と比較すると多少高いものの、スペイン

第3図 5年国債CDS保証料の動向

資料 第2図に同じ

などの財政懸念国と比較するとかなり低い。また、財政支援を受けたギリシャ(4月1日現在で1,023bp)などと比較するとはるかに低い。

日本債のCDSのほとんどは、日本国債保有者の約6%に過ぎない外国人投資家によって取引されているといわれるため、信用力の実態を表しているかには注意すべきだが、金融市場が日本の財政悪化リスクを限定的とみているという一つの判断材料にはなるだろう。

4 まとめ

中長期的にみると、財政悪化は着実に進行しており、景気の低迷や震災の影響による税収減、震災復旧のための歳出増が予想されるなか、現行の財政運営戦略より一歩進んだ具体策が示される必要があると思われる。

ただし、現行の金利やソブリンCDSの動向、各イベントに対する市場の反応を見る限り、想定される当面の財政悪化懸念は金融市場にすでに織り込み済みであり、これを理由に国債金利が急上昇するような状況が数年内に起こるとは考えにくい。

現時点では、中長期的な財政見通しと金融市場の短期的動向を直接的に関連づけて議論する時期ではないといえるだろう。

(てらばやし あきら)

最近の中国における金融調節をめぐる動向

研究員 王 雷軒

1 はじめに

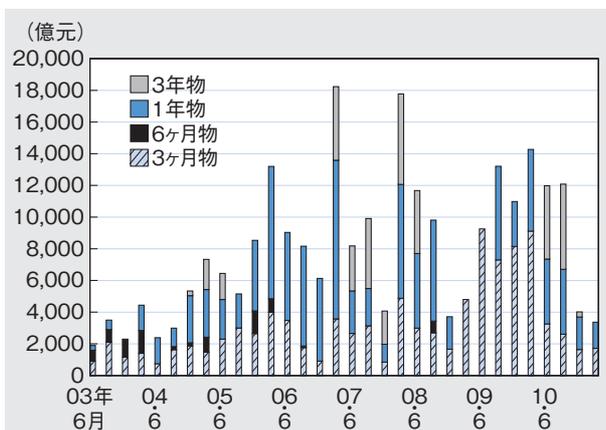
人民元の為替相場水準を適切な水準を維持するために、中国人民銀行(以下「人民銀行」)は米ドル買い・人民元売りという為替介入を行っている。こうした為替介入は国内金融市場の流動性を増加させるが、これに対して人民銀行は人民銀行手形の発行などによって、それを吸収するといったマネタリーベースの増加を抑制する対応(=不胎化介入)を実施している。

現在では、手形の発行は、人民銀行による資金吸収の重要な手段となっている。本稿では、手形の発行額の動向や利回りの状況を中心に紹介する。

2 人民銀行手形発行の特徴

人民銀行は債券オペレーションに使われる国債の不足分を補うために、2003年4月から手形の発行を開始したが、それには3ヶ月物、6ヶ月物、1年物、3年物の4種類がある。通常、中央銀行が発行する手形の満期期間は1年以内の短期であるが、人民銀行の場合、3年物の中期手形も発行していることが特徴的である。

第1図 人民銀行手形の新規発行額



資料 中国人民銀行、CEICデータから筆者作成、以下同じ
(注) 四半期ベース、直近は11年1～3月。

人民銀行の手形発行は、原則として銀行を中心とした公開市場プライマリーディーラーを相手に行われている。3ヶ月物は木曜日、1年物は火曜日で、原則週2回の発行となっている。

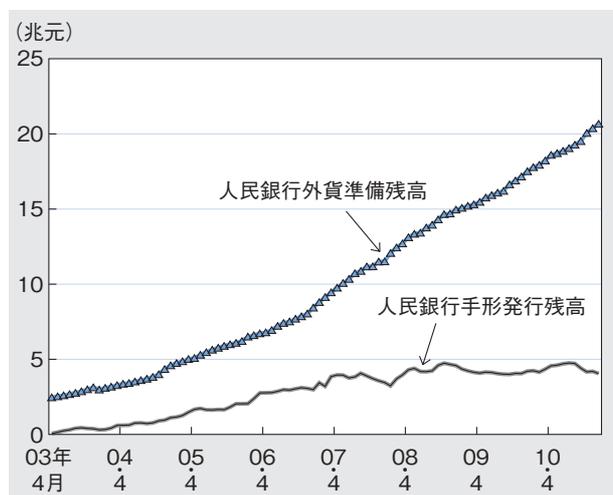
3 手形発行額の推移

第1図は、満期期間別の人民銀行手形の新規発行額を示している。これを見ると、3ヶ月物と1年物の手形が発行の大半を占めていることがわかる。04年年末から05年半ばまで3年物の中期手形も発行されていたが、その後は中断され、07年1月になって再開された。

なお、直近の11年1～3月期には、人民銀行は、3ヶ月物が1,720億元、1年物が1,650億元、合計3,370億元の新規発行を行っている。

一方、第2図から、06年後半までは人民銀行が保有する外貨準備高の増加に伴って手形の発行額も増加していたことがわかる。しかし、06年後半以来、外貨準備高は増加しているが、手形の発行額は4兆元前後の水準での推移が続いている。

第2図 人民銀行の外貨準備高と不胎化のための手形発行



(注) 直近は2010年12月。

実際のところ、人民銀行手形を発行すれば公開市場プライマリーディーラーに対して国内市場金利並みの利回りを支払う必要があるが、為替介入により得たドル等を米国短期国債などで運用する利回りとの差額分の不胎化コストが生じ、これが人民銀行にとっては介入コストとなる。前述のように、中期手形の発行は再開されたが、人民銀行にとって資金調達のコストがその分だけ高まるなど、介入コストが増大していると見られる。

4 発行手形の利回り状況

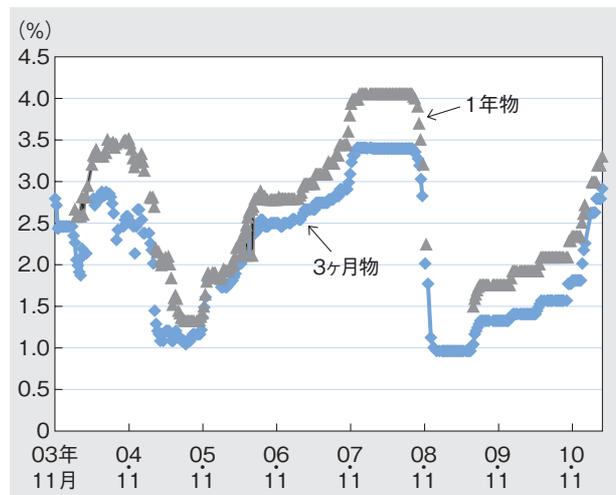
人民銀行手形の利回りが原則入札により決められる仕組みとなっている。ただし、06年からは、利回りを安定させる観点から、利回り固定式の数量限定発行も行われていた。また、人民銀行は、市場の実勢レートを大きく下回る低利発行した手形を、新規貸出が急増した一部の銀行に引き受けさせるといった、いわゆる対象限定のペナルティー発行も実施したこともある。なお、いずれの発行とも現在では行われてない。

第3図から、3ヶ月物、1年物の人民銀行手形の利回りは10年半ばから再び上昇していることが見てとれる。11年4月7日付の1年物手形の利回りは預金金利(1年物)の金利3.25%を上回り、3.31%まで上昇した。最近の金利上昇や銀行新規融資の急増などにより、人民銀行手形の利回りの上昇は更なる資本流入を引き起こし、ひいては為替介入と不胎化の規模の拡大という悪循環を招きかねない事態が懸念されている。

5 おわりに

不胎化政策を実施するために、人民銀行が発行する手形は円滑に市中消化される必要がある。これまで公開市場プライマリーディーラーにより大量の人民銀行手形が引き受けられてきた背景として、①資本市場などが未整備で資産運用手段が限定されており、銀行預金に資金が集中しやすい構造にあったこと、②預金金利が金利規制により低く抑えられており、公開市場プライマリーディーラーの立

第3図 人民銀行手形の利回り



(注) 直近は11年4月7日。

場からはリスクゼロの資産である人民銀行手形を購入しておくことは合理的な選択肢であったこと、等が考えられる。

しかし、最近では、資本市場改革の進行により、対外資産への投資に対する規制緩和が実施されていることを受け、銀行預金から他の金融資産へのシフトが発生している。また、銀行等の新規融資の急増に見られるように、人民銀行手形の利回りを大幅に上回る貸出の機会が生じており、金融機関が人民銀行の手形購入に積極的ではなくなりつつある。これらのことを考えると、人民銀行手形の市中消化には障害が生じはじめている可能性もある。

このため、06年後半からは、人民銀行はもう一つの不胎化介入手段である預金準備率の引上げを頻繁に利用するようになり、積み上がり続ける流動性を抑制しようとしている。しかし、手形発行と預金準備率の引上げを行っても、大規模な外貨流入に対し、効果的な不胎化介入が困難になってきており、中国経済では過剰流動性が発生していると考えられる。

<参考文献>

- ・石川純生ら(2006)「中国：過剰流動性によるマクロ経済上の諸問題」『開発金融研究所報』9月
- ・王雷軒(2011)「過剰流動性の発生と中国人民銀行の対応」『金融市場』4月号

(おう らいけん)

日本ワインの特殊性と展望

中央大学商学部 准教授 原田喜美枝

1 日本はワイン特殊国

日本は諸外国に例をみない“ワイン特殊国”である。ワインのラベルに「国産ワイン・ポリフェノール豊富」「無添加国産ワイン」などと謳われていたら、大抵の人は「このワインは国産で、健康に良いものだ」と思うだろう。大きな誤解である可能性がある。輸入濃縮果汁にアルコールを添加して造られ、日本で造ったということで“国産”と謳われているものがある。

ワインとは葡萄の果汁を発酵させたアルコール飲料である。通常、葡萄から造られたものをワインと呼ぶが、日本では他の果実から造ったものでもワインと名がついていることが多い。リンゴワイン、マンゴーワインなどはよく見かける例である。こういった他の果実を原料として造られたアルコールは海外ではワインとは呼べないことが多い。

「悪貨は良貨を駆逐する」という諺^{ことわざ}がある。これはグレシャムの法則とも呼ばれるもので、世の中に価値の低い貨幣(悪貨、金の含有量が少ない金貨)が出回り始めると、価値の高い貨幣(良貨、金の含有量が多い金貨)が流通しなくなり(人々が保有することを選ぶため)、より価値の低い貨幣が流通するという法則である。

少し強引だが、この法則を日本ワインに当てはめると、質の劣る日本ワイン(例えば輸入果汁から造られた諸外国では認められていないワイン)が流通すると「日本のワイン＝質の劣るワイン」という誤解が生まれるだろう。残念ながら、このような考えを持っている人はまだ多いと認めざるを得ない。人々の考えを

一朝一夕に変えるのは難しい。しかし、近年目覚ましい躍進を続ける日本のワインも増えてきている。質の劣る日本ワインが日本には多いかもしれないが、質の良い日本ワインを造ろう、という動きは着実に育っている。本稿では日本ワインの特殊性を論じつつ、その展望について論じたい。

2 世界のワインと日本のワイン

ワインは世界で2億8千ヘクトリットル(hl)生産されていて、国別で見ればフランスとイタリアが1位と2位、それぞれ5,200万hl以上を生産し、世界のワイン生産量のおよそ3分の1を両国で生産している。3位以下は、スペイン、米国、アルゼンチン、オーストラリアと続く。日本のワイン生産量は70~90万hl、生産量は非常に少ない(70~90万hlと幅があるのは輸入葡萄果汁から作られたワインが混ざるため)である。

消費面では、世界最大の消費国はフランスで、年間一人当たり53リットル(l)以上消費されている。日本は年間で一人当たり2~3lしか消費されていない(出所:Office International de la Vigne et du Vin、フランスの政府機関。Situation et statistiques du secteur vitivinicole mondial)。赤ワインに含まれるポリフェノールが話題になり、赤ワインを好む人は増えたように思われるが、生産量だけでなく、消費量もまだまだ少ないのが現実である。^(注1)

ワインの輸入量は増加していて、酒類販売店では外国産のワインがずらりと並んでいるが、日本の輸入量は世界のワイン輸入量8,557

メガリットル(ML)のうち、まだ130MLしか占めておらず、これは世界の輸入量の3%ではない。^(注2)

諸外国ではワインは一大産業であり、経済学の観点から経営戦略が議論されるなど、広く研究対象になっている。特に欧米ではワインに関するデータは豊富に蓄積されており、例えば、気候や降雨量などの自然条件がワインの価格に与える影響、葡萄畑の斜面角度・高度・日照時間等の条件が葡萄畑の取引価格に与える影響など、数多くの先行研究が存在する。日本はこの点でも出遅れている。

3 なぜ日本ワインは特殊なのか

この問いに対する回答は実はシンプルで、日本にはワイン法がないからである。ワインを生産・輸出しているほとんどの国にはワイン法があり、法律により原料産地や葡萄品種等多くが規制されている。

日本にはワイン法がなく、酒税法で管理されている。酒税法(昭和15年の旧酒税法を全面改正する形で昭和28年に制定)ではワインは果実酒に分類される。果汁から作られた醸造酒であれば、マンゴーやリンゴで造ったものをワインと呼んでも違法ではないのである。酒税法はワインのための法律ではないため、法律上の酒(酒類)とはアルコール分1%以上の飲み物(飲料)のことを指すことから、アルコ

(注1)ワインを好むフランス人は、飽和脂肪酸が豊富に含まれる食事を多く摂取しているが冠状動脈性心臓病にかかる人が比較的低いことが観察され、1991年学会で報告された。これ以降「赤ワインが心臓疾患の発生率を減少させる、体に良い」と言われるようになった。俗にフレンチ・パラドックス(French Paradox)と呼ばれる。この用語はフランスのボルドー大学の科学者セルジュ・レナウド博士による造語。

(注2)出所は、前田琢磨著『葡萄酒の戦略 ワインはいかに世界を席巻するか』東洋経済新報社、2010年。

ール度数についても諸外国のワインと異なることがある。

国内で醸造すれば“日本産”を表示しても法に触れないのは消費者誤認につながる、という認識はワインを造っている側にもある。ワイン表示問題検討協議会という自主規制組織があり、「国産ワインの表示に関する基準」が改正され、輸入果汁を使って日本で醸造したワインを日本産(国内産)ワインと表記することを禁じている。しかし、残念なことに自主規制でしかない。低価格帯ワインの多くは輸入した濃縮果汁を日本で醸造したものが多くといわれている。

4 日本ワインの展望

ワインは金貨とは違う。金貨に含まれる金の含有量は、噛んでみたところでわからないし、香りもしない。しかしワインは嗅覚と味覚でその良さが判断できる。日本でも良いワインを造ろうという試みは幾つもの場所で、何人もの醸造家によって行われている。一部の自治体では独自の原産地呼称管理制度が始まっている。長野県の長野県原産地呼称管理制度や、山梨県甲州市のワイン原産地認証条例などである。

近年、日本ワインは世界的なコンクールで入賞を果たすようになってきている。だが、今後のことを考えれば日本を襲った東日本大震災と原発問題の影響が気になる。ようやく世界に認められつつある日本ワインに試練が待ち受けているかもしれないと思うと残念である。震災による被害・原発の影響からの復興を支援できるなら、些細なことでも取り組みたいと思う。そして日本ワインは良貨であると主張していきたい。今後も日本ワインのイメージが改善されていくことを願う。

(はらだ きみえ)

協同組合による買い物難民支援の現状と課題

研究員 一瀬裕一郎

1 はじめに

2010年の流行語大賞の候補に挙げられるほど、^(注1)「買い物難民」という言葉は世間一般に広まってきた。

買い物難民とは、「徒歩圏内に食料品店等がない地域に居住し、かつ自家用車や公共交通機関等の移動手段を持たないがゆえに、買い物に際して身体的・経済的・精神的な労苦を伴わざるを得ない高齢者」^(注2)のことである。

経済産業省の試算では全国に600万人の買い物難民が存在するとされ、この問題の解決に向けた取組みが強く要請されている。

このようななかで、組合員間の相互扶助組織であるJAや生協等の協同組合も全国各地で買い物難民支援に取り組み始めている。本稿では、筆者がこれまでヒアリングしてきた事例等^(注3)を踏まえて、協同組合の買い物難民支援について、その現状と課題を考察したい。

2 経済産業省の買い物弱者対策支援事業

経済産業省が公募した買物弱者対策支援事業(以下「支援事業」)の採択結果が11年1月14

日に公表された。本事業の補助対象として、全国から48件の取組みが採択された。そのなかで、JAが事業者である取組みは4件あった(第1表)。また、生協の取組みが2件、特定非営利活動法人の取組みが6件あった。

このように営利企業ではない社会的経済セクター^(注4)の取組みが、採択件数の25%(48件中12件)を占めており、買い物難民支援の担い手として社会的経済セクターに大きな期待が寄せられているといえよう。

3 協同組合による取組みの現状

もちろん協同組合の取組みは、経済産業省の事業に採択された取組みだけではない。多様な取組みが長期間にわたって続けられている。

60年代もしくは70年代に開始された取組みは、当初の目的を農家支援に置いていた。当時は、労働集約的な農業が営まれ、また自動車の普及が十分でなかった。それゆえ、農家は、農作業に忙しく、食料品など日常生活に必要な物資の買い物に行く時間的余裕が簡単に取れない状況にあった。そのような時代背景の下で、食料品の移動販売や御用聞きといったサービスが協同組合に要請されたのである。それから数十年の時を経て、60～70年代に開始された取組みの目的は農家支援から高齢化対策へと転換している。

一方で、90年代後半以降に開始された相対的に新しい取組みは、

第1表 支援事業に採択されたJAの取組み

事業者	地域	事業内容
株式会社 エーコープこしみず (JAこしみず)	北海道 小清水町	商工会と連携、また、町の金融支援を受ける予定となっており、高齢者の安否確認を含めた移動販売及び宅配を行う事業
JA上川中央	北海道 愛別町	商工会と連携、また、町の広報等の支援を受け、住宅補修等の取り次ぎ、高齢者の見守りを含めた移動販売を行う事業
JA愛媛たいき	愛媛県 大洲市	JAが空き店舗を改装し、地域の自治会と連携して、ミニスーパー運営を行う事業
JA熊本市	熊本県 熊本市	JAの支店を販売拠点として、農産物直販部会員が生産した農畜産物を移動販売車で巡回し、御用聞きや健康管理等のサポートを兼ねた宅配を行う事業

資料 経済産業省webサイトから筆者作成

その目的を当初から高齢化対策に置いている。また、これらの取組みの幾つかでは、買い物インフラにとどまらず、日常生活に不可欠な金融インフラも提供している。すなわち、幾つかの協同組合は、日常生活になくてはならないサービスを総合的に提供し、高齢者の生活を支えているのだ。

4 協同組合による取組みの課題

協同組合は非営利の相互扶助組織である。つまり、営利企業の取組みでは利益を生み出すことが必須となるが、協同組合の取組みではそれは必要条件とはならない。それゆえ、買い物支援のような必ずしも大きな利益が見込めない取組みでも、協同組合は営利企業よりも継続しやすい環境にあるといえよう。

とはいえ、協同組合は慈善団体ではない。買い物支援の取組みが経営の悪化を招くならば、その取組みを継続することは極めて難しい。もちろん買い物支援単独で採算が取れば理想であるが、現実には許容可能な赤字額を設定し、買い物支援継続の可否を逐次検討していくことになろう。

(注1)ユーキャン新語・流行語大賞にノミネートされた60語の中に、「買い物難民」が含まれていた。

なお、大賞は「ゲゲゲの～」である。

(注2)杉田(2008)、岩間(2010)等を参照。

(注3)事例の詳細については、一瀬(2010)を参照。

(注4)社会的経済とは、協同組合、社会的企業、ボランティア団体、NPO団体等、私企業でも国家機関でもない、人々の連帯に基礎を置いて経済活動を行う組織を総称した考え方である。

(注5)山浦(2010)は、『『地域売店』は非営利目的で、また地域住民による出資、運営、利用という性格を持っているが、これは協同組合とまったく同じである』と指摘している。

(注6)宮城(2006)は、共同店を「日常品の買い物の場であり、ゆんたく＝情報交換・社交の場、そして何よりお互いに助け合って生活している共同体の象徴」と位置付けている。また、共同店の存続に関して、「献身的な努力」と「信頼関係の積み重ね」があって初めて可能となるとしている。

買い物という生活インフラの維持は、公的な性格を持つ。それゆえ、買い物支援に取り組む組織は、行政から公的な支援を受ける一定の妥当性を持つといえよう。実際、経済産業省はじめ県・市等の行政機関が、買い物支援に取り組む組織へ支援を行っている。官民協働で買い物支援に取り組む姿勢は高く評価できるが、行政の支援の多くが単年度など一時的なものにとどまることは問題である。行政の支援が途絶えると、協同組合等の民間組織は買い物支援の取組みの継続が困難となり、高齢者が不利益を被ることになりかねないからだ。

5 おわりに

温故知新。協同組合が買い物支援に取り組む際に参考になる先例の一つが、沖縄県本島北部や離島等でみられる地域売店や共同店である。共同店のなかには、100年を超える歴史を持つ店がある。共同店は、単なる買い物の場にとどまらず、地域の核として機能している。共同店の存続の裏には、地域住民のたゆまぬ努力がある。

今後、協同組合の買い物支援において、単に利用するだけでなく、組合員自身が主体的に運営等へかかわることが求められよう。

<主要参考文献・web サイト>

- ・一瀬裕一郎(2010)「条件不利地域の買い物難民と協同組合」『農林金融』11月号
- ・岩間信之(2010)「地方都市に広がる『食の砂漠』」『季刊地域』第1号
- ・経済産業省webサイト
- ・杉田聡(2008)『買物難民—もうひとつの高齢者問題』大月書店
- ・宮城能彦監修(2006)『季刊カラカラ別冊 沖縄で100年続くコミュニティビジネス 共同店ものがたり』(株)伽楽可楽
- ・山浦陽一(2010)「買物問題と『地域売店』の模索」『農業協同組合経営実務』10月号

(いちのせ ゆういちろう)

2つの協同組合と地元大学による農商工連携

—JA山形農工連・山形県漁協・東北公益文科大学の取組み—

主任研究員 室屋有宏

1 はじめに

農商工連携は農林漁業者と加工メーカーという組合せが大半を占めるが、山形県庄内地域において2つの協同組合と地元大学生が連携し、新商品の製造・開発からマーケティング活動を一緒に取り組んでいる。このユニークな事例を紹介したい。

2 連携の背景

この農商工連携には主に3つの参加者が登場するが、その中心的組織といえるのが山形県農村工業農業協同組合連合会(JA山形農工連、以下「農工連」)である。

農工連は1939(昭和14)年に農山漁村経済更生運動の一環として発足し、戦後は主に県内向けの味噌、醤油の製造・販売を行い、会員である農協・連合会への還元を図ってきた。しかし、地元産の米、大豆を利用した味噌は95、96年ごろから激しさを増す価格競争の波を受け売上が大きく落ち込むようになり、また主力の醤油の売上也食生活の変化による全国的傾向等から、低迷する状況となった。

こうしたなか大手との差別化、「地産地消」推進の観点から、農工連は自らの醸造技術と地元産果樹を生かした「柿酢」や「梅酢」等の新商品の開発に力を入れてきた。これらは消費者の健康への強い関心からも人気が高く、売上が着実に伸ばしている。

さらに08年には酒田市の北西39kmに浮かぶ離島「飛島」沖の海洋深層水を利用した色々な商品開発を企画したものの、取水中止となりこの計画そのものは頓挫することになったが、県、酒田市、中小企業基盤機構の働きかけもあり新たに農商工連携の事業に取り組むことになった。

3 日本北限の飛島の「とび魚」漁

飛島の「とび魚」漁は日本北限の漁であり、このとび魚を漁獲から焼き干し造りの全工程まで手作業で行っているのは全国で唯一ここだけである。

農工連は以前から飛島の炭火焼・天日干しのとび魚(「あごだし」)をめんつゆとして利用していたが、今回、農商工連携の事業として濃縮しないストレート・タイプを開発することに決めた。とび魚のダシは、上品でくせがなく昔から最高級のダシとされてきたが、ストレート・タイプで製造するのは、食塩分が低いと衛生管理が難しいことや(二次発酵のリスク)、風味の安定等に課題があるため濃縮タイプが主流となっている。

一方「あごだし」を供給する山形県漁協でも、スルメイカが漁獲高、売上の大半を占めるため、新たな高付加価値商品を模索していた。農商工連携事業では、従来は漁業者ごとに品質のバラツキがあった「あごだし」の鮮度・品質管理を統一し、保存技術を向上させ、農工連に安定供給する役割が期待されている。

4 大学生の「あごだしプロジェクト」

この農商工連携が面白いのは、地元の東北公益文科大学の学生がマーケティング調査、デザイン、ネーミング等さまざまな形で事業支援に加わっていることである。商品が09年6月に農商工連携の認定を得ると、大学内に「あごだしプロジェクト」(単位の対象科目)が立ち上がり、現在約20名近い学生が参加している。

昨年はプロジェクトの学生たちは、飛島での漁獲にはじまり商品製造、販売までを農工連の職員と一緒に経験した。

飛島では早朝3時に起床し漁師の方と一緒にとび魚漁を体験、港に戻り今度は「焼干しづくり」に挑戦した。とび魚をさばいて天日干し(前処理)にした後、炭火で焼いて、再び1週間前後天日干しをするという重労働である。しかも漁期が毎年6月下旬から7月いっぱいと短いため、作業はしばしば深夜に及ぶことから体調を崩す方も多いいという。

また学生たちは飛島滞在中に、島民との座談会を3回開き、漁業の現状や島民が置かれている厳しい状況について色々な角度から学んだ。さらに酒田市の農工連工場では、つゆ製造についての勉強会を開き、「かえし」「だし取り」などの体験を行った。

このように商品の背後にある人びとや地域資源に対する認識を共有した後で、学生たちは商品の販売促進活動を積極的に展開している。プロジェクトの学生たちは、農工連の職員と一緒に学内、県内、首都圏で開催される各種展示会などでマーケティング調査、データ収集・分析、バイヤーへのPRなどを行った。また商品の映像制作、キャッチフレーズやキャラクターづくり、Tシャツ作成などの活動も実施した。

首都圏の展示会に参加した際には、バイヤーから「他の料理のレシピないの?」との問い合わせが多数あったことから、今年2月には野菜ソムリエや地元小学校の親子も交えて、料理教室を開くなど学生と農工連の連携は食育にまで広がっている。

商品のネーミングでは、首都圏でのマーケティング調査を踏まえた決定会議で、「絶品とび魚だしめんつゆ・贅沢ストレート」と名付けられた。パッケージデザインも、飛島の魅力を全国に発信したいという学生の思いから飛島の地図が記載された。

5 学習ネットワークの広がり

昨年ストレート・タイプの販売はまだ



山形市内での販売活動の様子

6,000本(小売価格350円、1本270ml)と当初の目標からは相当隔たりがある。商品そのものは「圧倒的なダシ感」があるとして高い評価を得ているが、「あごだし」の安定供給がまだ軌道に乗っていないのが一番の原因である。

一方で、この農商工連携は連携体の構築という点では、非常にしっかりしたスタートをきった事例といえよう。農工連にとってプロではない学生を連携に加えたのは、たんに宣伝効果だけでなく、学生の声を通じて外部の声、顧客の声をダイレクトに取り込むことができた点でメリットが大きかったといえる。

また学生と連携したからこそ、地域資源について基礎から学び、商品の背景にあるストーリーの一貫性と自らのポジションについて再確認する貴重で「楽しい」機会を得ることができたといえる。

農商工連携の核心は「学習し合うネットワーク」にあり、それをいかに長期にわたり進化させていくかという点がビジネスとしての成功の基本でもある。学生を連携パートナーとする農工連の事例は、庄内地域の価値と内発的発展の「種」を広く蒔いたという意味で、長期的なビジネスの広がりをも期待させる取組みであるといえる。

(むろや ありひろ)

農林金融2011年4月号

フランスの起業向けマイクロクレジット

(重頭ユカリ)

EUにおいてマイクロクレジットは、零細企業向け、または一般の銀行を利用しにくい人々が生産活動に従事したり、起業したりすることを助けるような25,000ユーロ以下の融資とされている。

EUにおけるマイクロクレジットの先駆者であるAdie(アディ)では、非識字者や定住地を持たない長期的失業者など社会的にみて非常に困難な状況にある人が零細企業を設立することを促進している。その業務においては、借り手の文化的な背景に合わせて保証人を徴求したり、融資前後にサポートをする等、きめ細かい対応を行っている。Adie自身が20年以上にわたる活動のなかで、マイクロクレジット機関への支援のための枠組みづくりを先導してきたことが、フランスでマイクロクレジットが盛んになった要因だと考えられる。

6次産業化の論理と基本課題

(室屋有宏)

6次産業化の成功例をみると、地域社会の人的資本、ソーシャルキャピタルといったソフトな資本が基盤になっていることが多い。他方、ソフトな資本の強みを生かすためには、販売や設備のための一定のハード投資も必要となるが、金融機関の既存スキームではうまく対応できていないことが6次産業化推進の大きなネックになっている。

農協にとって6次産業化の歴史的意義をよく認識し推進していくことで、地域と農業を同時に振興できるメリットは大きい。生産者に限らず「地域に農業がある」ことの利益を地域全体で共有し6次産業化を広げていくことは、農村から日本社会全体のあり方を組み替えていくインパクトがあると考えられる。

農林金融2011年5月号

地域銀行における格付付与の状況について

(矢島 格)

格付が地域銀行にとって市場規律として機能しているか否かについて実証的な分析を行い、次のような示唆が得られた。

①依頼格付の付与数は、競争が厳しい環境にある地域銀行ほど多く、財務状態が良好な地域銀行ほど多いことが確認でき、依頼格付は市場規律として一定程度機能している可能性が示された。

②上記①の可能性は、日系格付会社から依頼格付を付与された場合よりも非日系格付会社から依頼格付を付与された場合の方が強いことが一定の範囲で示された。

③市場規律の観点から、非依頼格付の存在意義について積極的な評価を与えることはできなかった。

地域銀行におけるクレジットカード業務の変遷

(岡山正雄)

2000年代に入って、地域銀行ではクレジットカードとキャッシュカードの機能が1枚に集約された一体型カードの発行と、両機能を銀行本体から提供する本体発行が進んだ。

この背景には地域銀行が新たな個人リテール戦略を模索するなかで、クレジットカードが顧客囲い込みに資すると考えられたことや、クレジットカード業界の成長が著しく、規制緩和も進んだことが挙げられる。

一体型カードの発行は2000年代前半に進んだものの、2000年代後半から始まった本体発行は、さほど拡大していない。今後浸透していくか否かはコスト面等の課題をどう解決するかにかかっているが、改正貸金業法の全面施行が本体発行への追い風となる状況も考えられる。

その他の研究成果(情勢)

農林金融2011年4月号

・米戸別所得補償モデル事業の動向(藤野信之)

はじめに

- 1 モデル事業の概要と問題点
- 2 米価・生産費の推移と定額部分の効果
- 3 規模別生産費・経営収支とモデル事業の関係
- 4 地域別生産費・平均経常収支とモデル事業の関係
- 5 今後の展望と課題

農林金融2011年5月号

・米国債市場の動向(田口さつき)

はじめに

- 1 米国債残高の推移と今後の見通し
- 2 投資家としてFRB
- 3 FRBの米国債購入の背景
- 4 FRBの今後の動向
- 5 中国勢の動向

おわりに

農林金融2011年5月号

顧客構造の分析と情報活用

(渡部喜智)

金融機関は多様な顧客を有する。従って市場戦略を練る上で、顧客の諸属性に関する情報を分析し顧客像を明確にすることは欠かせない。この「顧客プロファイリング」という作業と情報を基に、顧客をセグメント化するとともに、階層等に応じたニーズに沿い推進を実施することが重要となる。

たとえば、顧客に占める構成比率は大きいが金融資産の小さいマス層と、金融資産の大きな富裕層を分け、異なるアプローチとサービスを供給することが求められる。

さらに、EBMやプラットフォーム戦略など顧客情報を活用したデータベース・マーケティングの進展も見られている。しかし、現状は個人単位にとどまるところも多く、家計単位でのデータベース・マーケティングの展開は課題として残る。

金融市場

2011年4月号

特別レポート

東北地方太平洋沖地震の日本経済への影響

情勢判断

- 1 電力不足問題に直面する日本経済
- 2 金融市場はQE2後に注目

今月の焦点

ドイツ、アイルランドの選挙結果とその注目点

分析レポート

- 1 経営改革成果を顧客サービス向上に向けた第四銀行
- 2 時代の変化に柔軟なりテール戦略で臨む北國銀行
- 3 個人向け国債の商品性見直しをめぐる動向
- 4 過剰流動性の発生と中国人民銀行の対応

連載

- 1 経済指標の窓 海外経済指標
①非農業者部門雇用者数(Nonfarm Payrolls)
- 2 経済金融用語の基礎知識
原油先物価格 WTI

海外の話題

アメリカの金融緩和策の副作用

2011年5月号

情勢判断

- 1 年度上期中の国内景気は停滞気味に推移
- 2 2011～12年度経済見通し(地震後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 米国の早期金融引き締め観測はやや後退
- 2 2011年1～3月期の中国経済情勢

今月の焦点

復興税問題を考える

分析レポート

- 1 東日本大震災の被災地における地域金融機関の対応
- 2 地域ニーズに応え様々な活動を展開する山陰合同銀行
- 3 地域銀行のカードローンの特徴と課題
- 4 否定できないギリシャ国債の債務再編の可能性

連載

- 1 経済指標の窓 海外経済指標
②ユーロ圏消費者物価指数
- 2 経済金融用語の基礎知識
天然ガス市場の価格メカニズム

海外の話題

賭けるに足る「未来」

「あんしん」の絆づくり

JAあづみ 総務開発事業部 福祉課 池田陽子

「住みなれた土地、住みなれた家でつつがなく明るくいいきと暮らしたい」そんな誰もが思う夢の実現に向け「できる人ができることをできる時に」活動を続けて12年。真に「子どもたちが安心して」「高齢者が生き活きと生きがいを持って元気に」暮らせる地域を目指し、人と人との絆を基本に、家庭や地域で助け合って暮らせる里づくりに取り組んできた。

JAあづみは、2年後の介護保険事業へ向け、平成10年3月に福祉課を新設した。と同時に、JAが取り組むべき高齢者福祉の姿を見据え、地域の中で支え合い助け合う、会員制の有償在宅サービスを立ち上げた。組合員が高齢化し、人間関係も希薄になる中で、「困った時はお互い様」という古くて新しい縁づくりが必要と考えたからだ。

JAの長期構想に向けたアンケートでも、JAに望むのは高齢者福祉活動の充実だった。根底には、健康・老後・農業への不安があった。この地で安心して生き続けたいという気持ちを「あしたへのあんしん」という詩に込めて、皆が力を出し合って安心して暮らせる里を創り続けようと呼びかけた。

そのために、学び、話し合い、協同活動を行う「生き活き塾」を開講して、学んだことを家庭や地域で実践してもらった。目標を決めたら、企画から実行、財源の手当まで、参加者が自ら主体的に行う。これこそ協同組合運動としての原点にほかならない。

自ら「したいこと、できること、今やるべきこと」を考え、それを繰り返し実践する中から、自分自身の知恵や能力を発揮する活動を進めた。平成12年の寄合所『あんしん広場』をはじめ、14年「ふれあい市五づくり畑」、16年「菜の花プロジェクト安曇野」や「朗読ボランティア」と、多彩な活動が生まれた。

JAらしさを前面に、食・農・健康に関わる活動を進めたが、21年には「学校給食に食材を提供する会」も誕生した。これらの活動は地域や全国で支持され、安曇野市ブランドデザイン会議、豊科南小学校、早稲田大学、金城学院大学等とは、フットワーク軽くネットワークを組んで、チームワーク良く活動に磨きをかけている。

活動も10年を経た今、参加者も歳を重ね、地域の状況も変わった。安曇野でも「買い物難民」が増加している。そこで、22年10月皆で資金を出し合って軽トラックを購入、「御用聞き車“あんしん”号」が『あんしん広場』を巡回しはじめた。

幅広いものの考え方の中から、創造性と柔軟性、そして少しの勇気を発揮した結果だ。

これからも、参加者一人ひとりが持っている豊かな感性や発想を大切にして、活動を運動として進め、さらに多くの人たちとネットワークを築いていきたいと考えている。

(いけだ ようこ)

農中総研 調査と情報 | 2011年5月号(第24号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:suzukiemiko@nochuri.co.jp